

特記仕様書

令和2年度「公共工事設計労務単価」の改定に伴う特例措置の実施について

下記の■を適用とします。



本工事は、平成31年度（令和元年度）公共工事設計労務単価を適用し、予定価格を積算しているため、令和2年度『「公共工事設計労務単価」の改定に伴う特例措置の実施について』に基づく特例措置の対象となります。



本工事は、令和2年度公共工事設計労務単価を適用し、予定価格を積算しているため、令和2年度『「公共工事設計労務単価」の改定に伴う特例措置の実施について』に基づく特例措置の対象外となります。

(参考)

「公共工事設計労務単価」の改定に伴う特例措置の実施について
<http://www.city.osaka.lg.jp/keiyakukanzai/page/0000496071.html>

「工事現場周辺の安全対策」

工事期間中は、工事車両等の通行に十分留意し、付近住民の安全を確保するように努める。また、警備員を配置する場合は下記による。

記

- (1) 警備業者は、警備業法に基づく届出済みの業者とし、かつ大阪府下に営業所を有し営業実績のあるものとする。
- (2) 大阪府公安委員会告示において定められた路線での交通誘導業務にあたる警備員は、交通誘導警備業務に係る一級検定合格警備員又は二級検定合格警備員を配置すること。
- (3) 警備員の人数等は図示による。
- (4) 警備対策には、当該敷地内の別途設備工事の車両等を含むものとする。
- (5) 受注業者は工事着手前に「工事現場周辺警備計画書」を提出すること。
- (6) 警備業者と、保険業者との間に締結された賠償責任保険契約書の写しを提出すること。
- (7) 警備員の勤務状況を毎月報告すること。

特記仕様書

過積載防止対策について

1. 過積載の危険性と防止対策の重要性

過積載は、積載物の落下や制動距離の増大により交通事故を引き起こす要因であるほか、道路・橋梁の劣化、騒音・振動の増大などさまざまな影響を及ぼすことから、道路運送車両法及び道路交通法等の法令を遵守し、社会的信頼にこたえその責任を十分果たすこと。

2. 過積載防止対策

過積載防止対策については、関連法令等を遵守し、積載量の管理を行うこと。